

移住希望者のための空き家募集中！



佐治町にあるお試し定住体験施設

空き家情報を提供してください

市報1月号でもご紹介したとおり、本市では定住促進を推進しており、中山間地域をはじめ、市内各地にたくさんの方に定住していただいています。しかしながら、定住の受け皿となる住宅の情報が非常に少なく、定住希望者への情報提供に苦慮しています。

市内に賃貸・売買が可能な空き家を所有されている人は、ぜひ情報をご提供ください。移住定住や二地域居住の希望者に紹介します。

「大規模なリフォームが必要」「荷物や仏壇などがある」とい

った場合にもご相談に応じます。

条件

●空き家のリフォームは、原則として、所有者の許可を得た範囲内で入居者が行います。

●賃貸・売買の交渉や契約は、当事者同士で行っていただきます。

空き家提供者を支援します

移住定住や二地域居住の希望者を積極的に受け入れる自治会や空き家提供者に対して、支援金を交付します。

交付対象 市街化区域を除く市内全域の①自治会②空き家

提供者

交付金額 入居契約成立1軒につき3万円

実施期間 平成22年3月まで

※交付要件などの詳細は問い合わせください。

問い合わせ先

市役所本庁舎地域振興室 ☎(0857)20・3184 / 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口 (市役所本庁舎地域振興室)

☎フリーダイヤル0120・567・464

下水道供用区域が広がりました

新たに使用できる区域 (いずれも一部)

<公共下水道>

- ▷宮長
- ▷行徳二丁目
- ▷吉成一丁目
- ▷大杓
- ▷賀露町南一丁目
- ▷賀露町西一丁目
- ▷賀露町北二丁目
- ▷山城町
- ▷湖山町西一丁目
- ▷湖山町南一丁目
- ▷緑ヶ丘二丁目
- ▷安長
- ▷金沢



工事は指定工事店で

下水道が整備された場合は、速やかに下水道に接続する排水設備工事を行いまししょう(浄化槽などの切り替えはおおむね1年以内、くみ取り便所の水洗浄は3年以内)。工事は、必ず本市が指定する排水設備工事店に申し込んでください。無利子の改造資金融資制度もありますのでご利用ください。また、排水設備工事完成後に排水管がつかまって下水が流れない場合は、施工した工事店か清掃業者に清掃を申し込んでください。

注意ください！

市役所の職員を装ったり、市役所から依頼されたなどといったりして、下水排水管の点検、清掃、消毒などの業務を契約させ、高額な費用を請求するといった被害が発生しています。市役所では、みなさんの敷地内にある排水管について、このような業務を行ったり、業者に依頼したりすることはありませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

市役所環境下水道部庁舎下水道計画課 ☎(0857)20・3303

介護保険に関する税金の控除についてお知らせします

介護保険料

社会保険料控除として、所得から控除されます。40歳以上の人が平成20年中に支払った介護保険料が控除の対象となります。

介護保険施設の利用料

介護保険施設の利用料については、次のものが医療費控除の対象となります（日常生活費は除く）。

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所の場合 ↓
介護サービス費および食費と居住費の自己負担額として支払った額の2分の1
- ② 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に入所の場合 ↓
介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画（自己作成も含む）に基づいて次の①～⑤のサービスのいずれかを

利用した場合、利用料が医療費控除の対象となります（介護予防サービスも同様です）。

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 通所リハビリテーション（食費も対象）
- ⑤ 短期入所療養介護（食費・滞在費も対象）
- ①～⑤のサービスのいずれかを利用した人が、次の⑥～⑪のサービスのいずれかを利用した場合、その利用料も医療費控除の対象となります。
- ⑥ 訪問介護（生活援助中心型は除く）
- ⑦ 訪問入浴介護
- ⑧ 通所介護（食費は対象外）
- ⑨ 短期入所生活介護（食費・滞在費とも対象外）
- ⑩ 認知症対応型通所介護
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護

おむつ代

要介護者のためのおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師の証明書と領収書が必要です（2年目以降の申告の場合は、医師の証明書の代わりに、介護保険の主治医意見書の内容を基に市町村が確認した書類を使うこともできます）。申請が必要ですので、お問い合わせください。

要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などの交付を受けていない人で、平成20年12月31日時点で要介護1～5の認定を受けている65歳以上の人は、障害者控除の対象となる場合があります。申請が必要ですので、お問い合わせください。

問い合わせ先

市役所 駅南庁舎 高齢社会課
 (0857) 20-3454 / 各総合支所 市民福祉課 (14ページ参照)

確定申告は e-Tax で ~ 駅南庁舎に e-Tax コーナーを設置します ~

設置場所 市役所 駅南庁舎 市民税課 4 番窓口横スペース
利用期間 2月16日(月)～3月16日(月)の9:00～12:00、13:00～16:00 ※土日を除く。

準備していただくもの

- 電子証明付きの住民基本台帳カード
 ※市役所 駅南庁舎 市民課であらかじめ取得しておいてください（発行手数料500円）。
- 申告に必要な書類（年金や給与の源泉徴収票）・控除証明書など

その他

- 入力のアドバイスを鳥取税務署の職員が行います。
- パソコンの台数に限りがありますので、混雑防止のため、収支内訳書の作成や医療費控除の集計などは、事前に準備をお願いします。

e-Tax ならこんなに便利!

- ◇ ホームページからカンタン申告
 - ◇ 最高5000円の税額控除
 - ◇ 添付書類が提出不要
 - ◇ 還付申告がスピーディー
- ※詳しくは e-Tax ホームページへ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

問い合わせ先

e-Tax について

鳥取税務署

(0857) 22-2141

住民基本台帳カードについて

市役所 駅南庁舎 市民税課

(0857) 20-3492